⑽　本案件は、資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⑾　本入札に係る落札及び契約締結の条件は、当該工事に係る平成29年度の予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

　また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上をするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masahira Moriya, Vice Director General, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Bridge Construction works of North Kasumigaura wharf in port of Yokkaichi

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 16 : 00　24 January 2017

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00　29 March 2017 (tenders brought with 12 : 00 29 March 2017 or submitted by mail 12 : 00 29 March 2017)

⑹　Contact point for tender documentation : Naoya Hashimoto, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 2―1―36 Marunouchi, Naka-ku, Nagoya-city, Aichi-pref 460―8517 Japan. TEL 052―209―6317

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 12 月 13 日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長　堀地　　徹

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

○第９号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　浜松㉘庁舎新設機械工事

⑶　工事場所　静岡県浜松市

⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

次の施設に係る機械設備工事

・庁舎　鉄筋コンクリート造４階建て／延べ面積　約11,500㎡　新設

⑸　工期　平成30年６月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　吸収式冷凍機１基、ユニット型空気調和機８台、パッケージ型空調機17台（室外機個数）、ファンコイルユニット90台

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

　なお、紙入札方式の承諾に関しては南関東防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年12月13日付南関東防衛局長）に示す手続きに従い、浜松㉘庁舎新設機械工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「管工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。

⑸　平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積が１棟あたり5,000㎡以上の新設建物の設備工事（空調設備（換気設備のみは除く。）を含む。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

　なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア　主任技術者は次のいずれかの資格を有する者であること。

・１級管工事施工管理技士又は２級管工事施工管理技士

・建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者

イ　監理技術者は、１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者であること。

ウ　平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積が１棟あたり2,500㎡以上の新設建物の設備工事（空調設備（換気設備のみは除く。）を含む。）工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

　なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。